墨田区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例を公布する。 平成25年3月28日

墨田区長 山 﨑 昇

墨田区条例第14号

墨田区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

墨田区特別工業地区建築条例(平成15年墨田区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「付近住居」を「付近の住居」に改める。

第6条第1項第1号中「基づく」を「よる」に、「第136条の2の4第1項第2号」を「第136条の2の5第1項第2号」に改め、同条第2項中「増加できる」を「増加することができる」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「を 施工」を「を施行」に改める。

別表第1 1の項中「酢酸エステル類」を「酢酸エステル類」に改め、同表5の項中「苛性カリ」を「苛性カリ」に、「苛性ソーダ」を「苛性ソーダ」に、「酢酸」を「酢酸」に改め、同表13の項中「はいせつ物」を「排せつ物」に改める。

別表第2 2の項エ中「れん炭」を「練炭」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。